

広島県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、江田島市選挙管理委員会から報告があつた。

平成三十年十二月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
秋月交流プラザ	江田島市江田島町秋月二丁目6番3号	平成30年12月3日
江田島市民センター別館	江田島市江田島町中央一丁目3番21号	平成30年12月3日
大柿市民センター	江田島市大柿町大原535番地2	平成30年12月3日